

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 15 年～50 年
 - 工作物 8 年～50 年
 - 物品 2 年～15 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法により行っています。)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務(A)から以下を控除した額を計上しています。

・組合への加入時以降の負担金の累計額(B)から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額(C)を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち魚津市へ按分される額(D)を加算した額

※算式：(A) - {(B) - (C) + (D)}

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が20万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等の概ね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

地方税法の改正により、2019年10月1日より、自動車取得税が廃止され、環境性能割が創設されました。環境性能割は令和元年度において6,362千円の税収があり、令和2年度において6,000千円の税収が見込まれています。自動車取得税は令和元年度において21,707千円の税収がありました。

消費税法の改正により、2019年10月1日より、消費税1.5%・地方消費税0.5%合計で2%増税されました。令和元年度において807,402千円の税収があり、令和2年度において1,000,000千円の税収が見込まれています。

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引 当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	- 千円	- 千円	11,157,002 千円	11,157,002 千円
新川広域圏事務 組合	- 千円	- 千円	754,541 千円	754,541 千円
富山県東部消防 組合	- 千円	- 千円	377,162 千円	377,162 千円
魚津市施設管理 公社	- 千円	14,605 千円	- 千円	14,605 千円
魚津市開発公社	360,124 千円	- 千円	- 千円	360,124 千円
魚津市土地改良 区	173,092 千円	- 千円	- 千円	173,092 千円
社会福祉法人等	84,963 千円	- 千円	- 千円	84,963 千円
新川育成牧場組 合	31,104 千円	- 千円	- 千円	31,104 千円
計	649,283 千円	14,605 千円	12,288,705 千円	12,952,593 千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは次のとおりです。

名古屋高裁金沢支部令和元年（ネ）第 182 号

契約保証金返還請求控訴事件 9,000 千円

※令和 2 年 3 月 18 日控訴棄却、令和 3 年に上告不受理

外 1 件

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。

- ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-	%
連結実質赤字比率	-	%
実質公債費比率	12.9	%
将来負担比率	112.2	%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 2,892,387 千円

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 292,525 千円

会計	款	項	繰越理由	金額
一般会計	総務費	総務管理費	繰越明許費	3,955 千円
一般会計	農林水産業費	農業土木費	繰越明許費	18,515 千円
一般会計	農林水産業費	林業費	繰越明許費	28,193 千円
一般会計	農林水産業費	水産業費	繰越明許費	3,380 千円
一般会計	土木費	土木管理費	繰越明許費	6,269 千円
一般会計	土木費	道路橋りょう費	繰越明許費	137,700 千円
一般会計	土木費	住宅費	繰越明許費	330 千円
一般会計	土木費	都市計画費	繰越明許費	70,320 千円
一般会計	災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	繰越明許費	23,863 千円

- ⑧ 過年度修正等に関する事項

過年度の貸借対照表科目の計上金額に誤りがあつたため、本年度において修正を行っています。

純資産変動計算書において、資産科目の計上金額修正により、その他(固定資産等形成分)が1,277,993千円増加しました。また、負債科目の計上金額修正により、その他(余剰分(不足分))が875,768千円減少しました。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

六郎丸字中川原 1280-4	41,091 円	(法定外公共物)
文化町 1899-5	151,372 円	(法定外公共物)
蛇田 321-4	520,733 円	(法定外公共物)
本江字五反田割 1240-15	73,357 円	(法定外公共物)
本江字鴨川 2159-5	315,905 円	(法定外公共物)
大字大海寺野村字大峰割 1172-73	227,734 円	(法定外公共物)
吉島市営住宅跡地	118,000,000 円	(396,726,599 円)
本新字大坪割 409-3	817,718 円	(法定外公共物)
黒谷字別又 1218-2	2,417 円	(法定外公共物)
本新字大坪割 556-2	2,446,395 円	(法定外公共物)
本江字五反田割 1240-15	73,357 円	(法定外公共物)

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく評価方法(不動産鑑定評価額)により行っています。

ただし、法定外公共物については、「魚津市普通財産の売払い及び貸付けにおける評価基準(第3条第2項)」に基づいて算定しています。

上記の括弧内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

ただし、法定外公共物は固定資産資産台帳に計上しないこととしているため、簿価はありません。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 21,042,103千円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	10,345,771 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,617,898 千円
将来負担額	33,039,081 千円
充当可能基金額	2,034,883 千円
特定財源見込額	166,504 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	21,042,103 千円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
580,375 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 684,068 千円

- ② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	18,743,316 千円	17,673,625 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	— 千円	— 千円
繰越金に伴う差額	946,568 千円	— 千円
資金収支計算書	17,796,748 千円	17,673,625 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としていますが、歳入歳出決算書と資金収支計算書に相違はありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	1,262,399	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	279,267	千円
投資活動収入のその他の収入	132,629	千円
未収金の増減	△13,322	千円
長期延滞債権の増減	△1,574	千円
棚卸資産の増減	△40	千円
未払金の増減	39,916	千円
減価償却費	△1,872,573	千円
賞与引当金の増減	321	千円
退職手当引当金の増減	168,228	千円
徴収不能引当金の増減	6,675	千円
資産除売却損益	2,446	千円
臨時損失	△8	千円
臨時損益	8,396	千円
純資産変動計算書の本年度差額	12,759	千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 4,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 該当なし

6. 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額	102,259 千円
新たに計上した無償取得等による固定資産の額	57,469 千円